

死亡後の手続きについて

亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください。

担当課	種類	対象者	該当	内容	必要なもの
<div data-bbox="40 252 174 373" style="background-color: #f4a460; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 10px;"> 保険 </div> 本 庁：保険年金課 3番窓口 各支所：市民生活課	国民健康保険	国民健康保険に加入の方		喪主の方に葬祭費が支給されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証（死亡者分） ・印鑑 ・喪主の通帳
		納税義務者		相続人代表者指定届の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑
		国民健康保険に加入の方		国民健康保険の差し替え	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証（加入者全員分）
	後期高齢者医療	後期高齢者医療制度対象の方		<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険者の喪失届けが必要で す。 ・喪主の方に葬祭費が支給されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証 ・印鑑 ・喪主の通帳、相続人の通帳（喪主以外の時）
	国民年金	国民年金加入者 国民年金受給者		<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金加入者は死亡一時金等の手続きがあります。 ・国民年金受給者は未支給年金請求等の手続きがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金証書 ・死亡者と請求者の関係が分かる戸籍謄本 ・死亡者の住民票除票（本籍・続柄必要） ・請求者の住民票謄本（本籍・続柄必要） ・印鑑 ・通帳
<div data-bbox="40 842 174 963" style="background-color: #f08080; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 10px;"> 子ども </div> 本 庁：子育て支援課 4番窓口 各支所：市民生活課	児童扶養手当	児童扶養手当受給者 対象児童		児童扶養手当証書の返還、請求	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当受給者証 ・印鑑 ・子どもの通帳
	児童手当	児童手当受給者 配偶者、対象児童		児童手当受給者変更	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの通帳 ・印鑑 ・配偶者の通帳 ・保険証、マイナンバー
	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成受給対象		ひとり親家庭等医療費助成受給者証の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等医療費助成受給者証 ・印鑑
	子ども医療費助成	子ども医療費助成受給者 保護者		子ども医療費助成受給者証の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費助成受給者証 ・印鑑
<div data-bbox="40 1187 174 1308" style="background-color: #8e44ad; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 10px;"> 高齢 </div> 本 庁：高齢支援課 5番窓口 各支所：市民生活課	介護保険	65歳以上の介護保険被保険者		高額介護サービス費の支給がある方は口座変更が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険証 ・印鑑 ・通帳
<div data-bbox="40 1347 174 1468" style="background-color: #5dade2; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 10px;"> 福祉 </div> 本 庁：福祉課 7番窓口 各支所：市民生活課	障がい福祉	障がい者手帳をお持ちの方 特別障がい者手当などの受給者		<ul style="list-style-type: none"> ・手帳、受給者証の返還届が必要です。 ・資格喪失届が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者手帳（身体・療育・精神） ・福祉サービス受給者証 ・重心医療受給者証（該当者のみ） ※重心は通帳(相続人代表者)が必要 ・特別児童扶養手当受給者証（該当者のみ） ・防災タブレット ・印鑑 ・通帳（相続人代表）

	担当課	種類	対象者	該当	内容	必要なもの
犬	本 庁：環境課 13番窓口 各支所：市民生活課	犬の登録	犬の所有者		犬の所有者の変更	<ul style="list-style-type: none"> 登録している犬の鑑札 注射済証 等
	税	本 庁：税務課 8・9番窓口 各支所：市民生活課	・9番窓口 原動機付自転車 (小型特殊)	死亡された方名義の車両をお持ちの方		廃車、名義変更等の手続きがあります。
・9番窓口 住民税 固定資産税			納税義務者		相続人代表者指定届の提出	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑
・8番窓口 口座振替		死亡された方、死亡された方の預金通帳から 口座引き落としをされている方		死亡された方の預金から口座引き落としをされていた場合は、廃止または変更の手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 変更する場合 金融機関届出印 通帳 	
住宅	本庁：都市整備課 24番窓口 各支所：市民生活課	市営住宅	市営住宅入居者		異動届等の手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑
	農業	本 庁：農業委員会 32番窓口 各支所：市民生活課	農業者年金	農業者年金受給者	未支給請求、死亡届の手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 未支給がある場合 請求者と死亡者の続柄が分かるもの 死亡日がわかるもの（戸籍・住民票除票） 死亡届のみの場合 死亡日がわかるもの（住民票除票）
学校						本 庁：学校教育課 41番窓口
	奨学金償還	奨学生	奨学金償還の免除	<ul style="list-style-type: none"> 住民票除票 印鑑 		
上下水道	本庁：水道局 各支所：市民生活課	上下水道	上下水道名義人の方		名義変更が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑

手続きには、上記以外の書類が必要な場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

本 庁：TEL 0968-25-7218（保険年金課） 25-7214（子育て支援課） 25-7215（高齢支援課） 25-7213（福祉課）
25-7217（環境課） 25-7207（税務課） 25-7243（都市整備課） 25-7235（農業委員会）
25-7230（学校教育課） 25-1811（水道お客様センター）

七城支所：TEL 0968-25-1000（代表）
旭志支所：TEL 0968-25-3330（代表）
泗水支所：TEL 0968-25-2001（代表）